

議員提出議案第1号

非核三原則の堅持を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和8年6月24日

提出者 秩父市議会議員 本 橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 内 田 均

同 堀 口 義 正

同 宮 川 浩 司

秩父市議会議長 赤 岩 秀 文 様

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出しており、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

このように日本政府にとって非核三原則は、単なる政策ではなく、被爆国としての歴史や国際社会での信頼維持と平和主義を支える「道徳的・政治的使命」として位置付けられている。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しを懸念する声がある。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないためにも、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

秩父市議会議長 赤 岩 秀 文

内 閣 総 理 大 臣 様
衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
外 務 大 臣 様